令和3年3月24日

第2回　日南町議会定例会追加議案

日　　南　　町

議案第33号

工事請負契約の変更について（令和2年度　日南町TOWNS-NET光化工事(第2期)）

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月24日提出

日南町長　中村　英明

1.　工　　事　　名　　令和2年度　日南町TOWNS-NET光化工事(第2期)

2.　変更契約の金額　　契約金額「565,785,000円」を「564,220,800円」とする。
（変更による減額1,564,200円、消費税込み）

3.　契約の相手方　　鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1
株式会社中電工　鳥取統括支社
執行役員支社長　二反田　正克

議案第34号

工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月24日提出

日南町長　中村　英明

1.　工　　事　　名　　日南町木材団地拡張造成工事

2.　変更契約の金額　　契約金額「256,300,000円」を「299,669,700円」とする。
（変更による増額43,369,700円、消費税込み）

3.　契約の相手方　　鳥取県日野郡日南町丸山340番地1
日南町木材団地拡張造成工事
サワタ建設・福岡組・大柄組・日南振興特定建設工事共同企業体
代表　サワタ建設株式会社　代表取締役　澤田信介

議案第35号

日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月24日提出

日南町長　中村　英明

日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年日南町条例第2号）の一部を次のとおり改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
附　則
別表（第7条関係）
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">居住費</td><td>介護福祉施設サービス</td><td>1室1日の負担限度額
1,970円</td></tr>
<tr><td>短期入所生活介護に係る居宅サービス</td><td>1室1日の負担限度額
1,970円</td></tr>
<tr><td colspan="2">（削る）</td><td rowspan="2">（削る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（削る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">給食サービス料（施設・短期入所）</td><td>1人1日の負担限度額
基準費用額</td></tr>
<tr><td colspan="2">給食サービス料（デイサービス）</td><td>1人1食の負担限度額
750円</td></tr>
</table>
備考
上記の基準費用額は、厚生労働大臣の告示する介護報酬の額とする。
</td><td>
附　則
別表（第7条関係）
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">居住費</td><td>介護福祉施設サービス</td><td>1室1日の負担限度額
1,970円</td></tr>
<tr><td>短期入所生活介護に係る居宅サービス</td><td>1室1日の負担限度額
1,970円</td></tr>
<tr><td colspan="2">入居者が居室に冷暖房機を設置した場合の電気料</td><td rowspan="2">町長が別に定める額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他共益費</td></tr>
<tr><td colspan="2">給食サービス料（施設・短期入所）</td><td>1人1日の負担限度額
1,380円</td></tr>
<tr><td colspan="2">給食サービス料（デイサービス）</td><td>1人1食の負担限度額
750円</td></tr>
</table>
（新設）
</td></tr>
</table>

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第36号

日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月24日提出

日南町長　中村　英明

日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例（平成22年日南町条例第12号）の一部を次のとおり改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
附　則
別表（第7条関係）
<table>
<tr><td>区分</td><td>金額</td></tr>
<tr><td>居住費</td><td>日額　1,430円</td></tr>
<tr><td>給食サービス料
（施設・短期入所）</td><td>1人1日の負担限度額
基準費用額</td></tr>
<tr><td>（削る）</td><td>（削る）</td></tr>
</table>
備考
1 上記に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用を徴収する。
2 上記の基準費用額は、厚生労働大臣の告示する介護報酬の額とする。
</td><td>
附　則
別表（第7条関係）
<table>
<tr><td>区分</td><td>金額</td></tr>
<tr><td>居住費</td><td>日額　1,130円</td></tr>
<tr><td>食材料費</td><td>日額　1,050円</td></tr>
<tr><td>共益費</td><td>日額　　590円</td></tr>
</table>
備考
上記に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用を徴収する。
（新設）
</td></tr>
</table>

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第37号

日南町小規模企業振興基本条例の制定について

次のとおり、日南町小規模企業振興基本条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月24日提出

日南町長　　中村　英明

日南町小規模企業振興基本条例

日南町小規模企業振興基本条例を次のとおり制定する。

（目的）

第1条　この条例は、小規模企業が日南町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、日南町の責務、事業者及び日南町商工会の役割等を明らかにするとともに、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって日南町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者であって、日南町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2)　町民とは、町内に在住する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。

(3)　中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者であって、日南町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4)　観光事業者とは、主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者であって、日南町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(5)　農林業者とは、日南町内の農業者及び林業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条　小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、鳥取県その他関係機関との連携を図り、小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

（基本計画の策定）

第4条　日南町は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2　日南町は、基本計画を定めるにあたり、あらかじめ小規模企業者の意見及び日南町商工会の経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

3　日南町は、小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとで基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4　第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（基本的施策）

第5条　第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は次のとおりとする。

(1)　小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策

(2)　小規模企業の経営基盤の整備に関する施策

(3)　小規模企業の人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策

(4)　小規模企業の事業承継の促進に関する施策

(5)　新事業の創出及び起業支援に関する施策

(6)　小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策

(7)　小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築

(8)　小規模企業に関する情報の収集及び提供

(9)　前各号に掲げるもののほか、日南町長が必要と認める施策

（日南町の責務）

第6条　日南町は、第3条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2　日南町は、小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や、地域住民の生活向上及び交流促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。

3　日南町は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、小規模企業者をはじめとする町内事業者の受注機会の増大に努めなければならない。

（事業者の役割）

第7条　小規模企業者は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2　小規模企業者は、日南町商工会への加盟に努めるものとする。

3　小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

（日南町商工会の役割）

第8条　日南町商工会は、小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、日南町が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

（町民の理解と協力）

第9条　町民は、小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等、町民生活向上において重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業の健全な発展に協力するよう努め

るものとする。

（中小企業者、観光事業者及び農林業者との連携）

第10条　日南町は、小規模企業者の経営の向上を図るため、町内の中小企業者、観光事業者及び農林業者との有機的な連携を促進するもとする。

（財政上の措置）

第11条　日南町は、小規模企業の振興に関する施策を実現するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

（委任）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、日南町長が定める。

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第38号

令和2年度日南町一般会計補正予算（第13号）

令和2年度日南町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,745,848千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）
第２条　地方債の追加及び変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和3年3月24日提出

鳥取県　日南町長　　中　村　英　明

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		452	2,273	2,725
	1 地方特例交付金	452	2,273	2,725
10 地方交付税		3,085,771	149,504	3,235,275
	1 地方交付税	3,085,771	149,504	3,235,275
11 交通安全対策特別交付金		794	△152	642
	1 交通安全対策特別交付金	794	△152	642
18 繰入金		164,669	△49,538	115,131
	2 基金繰入金	164,669	△49,538	115,131
21 町債		967,438	△24,814	942,624
	1 町債	967,438	△24,814	942,624
歳　入　合　計		7,668,575	77,273	7,745,848

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,001,465	106,605	2,108,070
	1 総務管理費	1,913,731	106,605	2,020,336
6 農林水産業費		1,390,430	△29,332	1,361,098
	1 農業費	880,165	668	880,833
	2 林業費	510,265	△30,000	480,265
歳　出　合　計		7,668,575	77,273	7,745,848

第２表　地 方 債 補 正

（追加）　　（単位　千円）

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　　率	償 還 の 方 法
減　収　補　填　債	5,186	証書借入又は証券発行	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（変更）　　（単位　千円）

起 債 の 目 的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利　　率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
過　疎　対　策　事　業	733,500	証書借入又は証券発行	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし書当初に同じ	703,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和2年度日南町一般会計補正予算（第13号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

（歳 入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	452	2,273	2,725
10 地方交付税	3,085,771	149,504	3,235,275
11 交通安全対策特別交付金	794	△152	642
18 繰入金	164,669	△49,538	115,131
21 町債	967,438	△24,814	942,624
歳 入 合 計	7,668,575	77,273	7,745,848

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,001,465	106,605	2,108,070				106,605
4 衛生費	1,019,206	0	1,019,206				
6 農林水産業費	1,390,430	△29,332	1,361,098		△30,000		668
歳出合計	7,668,575	77,273	7,745,848		△30,000		107,273

2 歳 入

（款） 9 地方特例交付金　　（項） 1 地方特例交付金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節 区 分	節 金 額	説 明	
1 地方特例交付金	452	2,273	2,725	1 地方特例交付金	2,273	地方特例交付金	2,273
計	452	2,273	2,725				

（款） 10 地方交付税　　（項） 1 地方交付税

1 地方交付税	3,085,771	149,504	3,235,275	1 地方交付税	149,504	特別交付税	149,504
計	3,085,771	149,504	3,235,275				

（款） 11 交通安全対策特別交付金　　（項） 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	794	△152	642	1 交通安全対策特別交付金	△152	交通安全対策特別交付金	△152
計	794	△152	642				

（款） 18 繰入金　　（項） 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	85,227	△49,538	35,689	1 財政調整基金繰入金	△49,538	財政調整基金繰入金	△49,538
計	164,669	△49,538	115,131				

（款） 21 町債　　（項） 1 町債

12 過疎債	823,900	△30,000	793,900	1 過疎債	△30,000	過疎対策事業債	△30,000
24 減収補填債	0	5,186	5,186	1 減収補填債	5,186	減収補填債	5,186
計	967,438	△24,814	942,624				

3　歳　出

（款）　2　総務費　　（項）　1　総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区　分	金　額	
3 財政管理費	71	106,605	106,676				106,605	24 積立金	106,605	財政管理事務　106,605
計	1,913,731	106,605	2,020,336				106,605			

（款）　2　総務費　　（項）　5　統計調査費

2 指定統計費	3,436	0	3,436					7 報償費	3	指定統計調査事務
								10 需用費	△3	
計	3,436	0	3,436							

（款）　4　衛生費　　（項）　1　保健衛生費

3 健康対策費	18,216	0	18,216					7 報償費	18	がん検診事業
								12 委託料	△18	
計	363,991	0	363,991							

（款）　6　農林水産業費　　（項）　1　農業費

3 農業振興費	471,014	668	471,682				668	18 負担金補助及び交付金	668	旨い野菜の里づくり事業　668
計	880,165	668	880,833				668			

（款） 6 農林水産業費　　（項） 2 林業費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
2 林業振興費	277,005	△30,000	247,005		△30,000			12 委託料	△30,000	日南町林業成長産業化モデル事業 △30,000
計	510,265	△30,000	480,265		△30,000					

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

（一般会計）　　（単位　千円）

区分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額、補正額	当該年度中元金償還見込額	
1.普通債	6,899,457	7,921,838	〔△24,814〕 967,438	673,707	〔△24,814〕 8,215,569
① 土木	197,830	210,263	46,700	13,808	243,155
② 衛生	26,049	21,792	0	4,278	17,514
③ 農林水産	10,402	2,230	0	2,230	0
④ 公有林	9,167	4,323	0	1,054	3,269
⑤ 防災	234,261	301,369	6,400	5,952	301,817
⑥ 学校	33,654	27,149	0	6,616	20,533
⑦ 過疎	4,650,026	5,549,350	〔△30,000〕 733,500	464,257	〔△30,000〕 5,818,593
⑧ 過疎地域自立促進	621,874	716,809	90,400	50,909	756,300
⑨ 臨時財政特例債	0	0	0	0	0
⑩ 地域総合整備事業債	0	0	0	0	0
⑪ 減税補填・臨時税収補填・臨時財政対策債	1,116,194	1,088,553	〔5,186〕 90,438	124,603	〔5,186〕 1,054,388
⑫ 総務	0	0	0	0	0

（一般会計）　　（単位　千円）

区　　分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額、補正額	当該年度中元金償還見込額	
２.災害復旧債	63,262	62,906	0	12,745	50,161
①土木	63,262	62,906	0	12,745	50,161
②農林水産	0	0	0	0	0
③その他	0	0	0	0	0
補正額			△ 24,814		△ 24,814
補正前の額			967,438	686,452	8,265,730
合計	6,962,719	7,984,744	942,624	686,452	8,240,916

議案第39号

令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

令和2年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ678,815千円とする。

２　事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月24日提出

鳥取県　日南町長　中　村　英　明

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		494,177	2,860	497,037
	3 県負担金・補助金	494,177	2,860	497,037
歳　入　合　計		675,955	2,860	678,815

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		28,173	2,860	31,033
	2 繰出金	26,371	2,860	29,231
歳　出　合　計		675,955	2,860	678,815

令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

（歳 入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	494,177	2,860	497,037
歳 入 合 計	675,955	2,860	678,815

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 諸支出金	28,173	2,860	31,033	2,860			
歳出合計	675,955	2,860	678,815	2,860			

2 （国保会計）

2 歳 入

（款） 4 県支出金　　（項） 3 県負担金・補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	494,177	2,860	497,037	2 保険給付費等交付金（特別交付金）	2,860	特別調整交付金分（市町村分） 2,860
計	494,177	2,860	497,037			

3　歳　出

（款）　7　諸支出金　　（項）　2　繰出金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源			
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他		区　　分	金　額	
1 病院事業会計繰出金	26,371	2,860	29,231	2,860				27 繰出金	2,860	病院運営整備事業　2,860
計	26,371	2,860	29,231	2,860						

令和3年３月　日南町議会定例会

追加補正予算説明附属資料

一　般　会　計

総　務　課　・・・　1

農　林　課　・・・　1

国　保　特　会　・・・　2

令和2年度　一般会計補正予算(第13号)説明資料

02 款　総　務　費

01 項　総務管理費　　総　務　課

03 目　財政管理費　　(単位:千円)

事　業　名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1006 財政管理事務	補正前の額	71	0	0	0	71	
	補　正　額	106,605	0	0	0	106,605	
	補正後の額	106,676	0	0	0	106,676	

○ 事業説明

平成30年度純繰越金213,210千円のうち、地方財政法第7条の規定（余剰金のうち2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立て）により、将来に向けた公共施設等更新経費の備えとするため基金に積み立てを行う。

○ 執行経費

積立金（公共施設等建設基金積立金）　106,605 千円

平成30年度純繰越金 213,210千円×1/2

○ 財　　源（一般財源のうち）

財政調整基金繰入金（最終必要額 35,689千円－既予算額 85,227千円＝今回補正額 △49,538千円）

06 款　農林水産業費

02 項　林業費　　農　林　課

02 目　林業振興費　　(単位:千円)

事　業　名	区　分	金　額	財源内訳				備　考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1558 日南町林業成長産業化モデル事業	補正前の額	45,798	6,250	30,000	0	9,548	
	補　正　額	△ 30,000	0	△30,000	0	0	
	補正後の額	15,798	6,250	0	0	9,548	

○ 事業説明

第２団地整備事業水源調査委託業務について、同事業の繰越明許費の範囲内で実施するため減額を行う。

○ 執行経費

委託料　△ 30,000 千円

○ 財　　源

過疎債　△ 30,000 千円

令和2年度　国民健康保険特別会計補正予算(第6号)説明資料

07 款　諸支出金

02 項　繰出金　　住　民　課

01 目　病院事業会計繰出金　　(単位:千円)

事　業　名	区　分	金　額	財　源　内　訳				備　考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1096 病院運営整備事業	補正前の額	26,371	26,371	0	0	0	
	補　正　額	2,860	2,860	0	0	0	
	補正後の額	29,231	29,231	0	0	0	

○ 事業説明

特別調整交付金（直診特別分）の最終精査による経営合理化分の増額を行う。

・調整交付金（直診特別分）経営合理化分　2,860 千円

○ 執行経費

繰出金（病院会計）　2,860 千円

○ 財　源

保険給付費等交付金（特別交付金）特別調整交付金分（市町村分）　2,860 千円